

鳥取県公報

令和7年3月28日(金) 号外第32号

毎週火·金曜日発行

				V							
			目	次							
\Diamond	規	則	鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則(19)	(人事企ī	面課)						• 3
~	/ У Б										
		ار	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (20)	(")	• • •	• •	• •	• •	•	• •	• 46

——公布された条例のあらまし

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

女性が働きやすく暮らしやすい社会づくり、産学官連携体制の強化、鳥獣被害対策の一元化等の取組を地方 創生と一体的に強力に推進する体制整備のほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとと もに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 行政組織規則の一部改正
 - ア 地域社会振興部美術館の課内室に地域連携課及び学芸課を置く。
 - イ 男女協働未来創造本部に未来創造課及び県民運動課を置く。
 - ウ 令和の改新戦略本部に令和の改新推進課を置く。
 - エ 総務部に教育学術課を置く。
 - オ 地域社会振興部スポーツ振興局に関西ワールドマスターズゲームズ課を置き、同部人権尊重社会推進局 女性応援課、男女共同参画センター及びねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局並びに美術館整 備監を廃止する。
 - カ 地域社会振興部産業廃棄物処理施設審査課(県土整備部と共管)を廃止する。
 - キ 子ども家庭部総合教育推進課を廃止するとともに、子ども家庭部に女性相談支援幹を置く。
 - ク 生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を地方機関とする。
 - ケ農林水産部農業振興局に鳥獣対策課を置く。
 - コ 内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の規定の整備を行う。
- (2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正
 - ア 職員の職に女性相談支援幹を加え、美術館整備監を削る。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正 鳥取県立倉吉総合看護専門学校に置く職員のうち次長を総務課長に改める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - (ア) (1)コの一部に関する事項 公布の日
 - (イ) (1)のアに関する事項 令和7年3月30日
 - イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 衛生環境研究所の課内室の再編その他の県の行政組織の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。
 - (2) 法令により知事の名において処理することが求められる定型文書に係る事務処理権限について、所要の 規定の整備を行う。
 - (3) 外国旅行の旅行命令及びその復命の受理に係る事務処理権限について、所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

> 鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県規則第19号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前

(機関の分類)

第2条 略

- 2 略
- 3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第30条の規定に基づき 設置される教育機関であって、条例の定めると ころにより知事が管理し、及び執行する事務に 係るもの(鳥取県立美術館を除く。)
- 4 略

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲 げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に 同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

1.32(->) 3 = 4	11 (- 1 a) ()	1 1 L C E (0	
部	局	課	課内室
略			
地域社会振		略	
興部		美術館	地域連携課
			学芸課
	略		
略			

(附属機関の庶務担当機関)

第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第53号)第2条第1項の規定により設置された附 属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県美術館協議会	美術館

(機関の分類)

第2条 略

- 2 略
- 3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第30条の規定に基づき 設置される教育機関であって、条例の定めると ころにより知事が管理し、及び執行する事務に 係るもの
- 4 略

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲 げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に 同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室
略			
地域社会振		略	
興部		美術館	
	略		
略			

(附属機関の庶務担当機関)

第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第53号)第2条第1項の規定により設置された附 属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県美術資料収集評	美術館

	鳥取県美術資料収集評 価委員会			価委員会	
	略			略	
	鳥取県地方港湾審議会	河川港湾局港湾課		鳥取県地方港湾審議会	河川港湾局港湾課
				鳥取県淀江産業廃棄物	産業廃棄物処理施設
				処理施設計画地地下水	審査課
				等調査会	
	略			略	
2	略		2	略	

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 地方機関	第3章 地方機関
第1節・第2節 略	第1節・第2節 略
第3節 令和の改新戦略本部の所管に属する機	第3節 政策戦略本部の所管に属する機関(第
関(第23条・第24条)	23条・第24条)
第4節 略	第4節 略
第5節 男女協働未来創造本部の所管に属する	
機関(第26条の2・第26条の3)	
<u>第6節</u> 総務部の所管に属する機関(第27条 <u>—</u>	<u>第5節</u> 総務部の所管に属する機関(第27条 <u>・</u>
<u>第28条の2</u>)	<u>第28条</u>)
<u>第7節</u> 略	<u>第6節</u> 略
第8節 地域社会振興部の所管に属する機関	第7節 地域社会振興部の所管に属する機関
第1款~第6款 略	第1款~第6款 略
第7款 <u>削除</u>	第7款 男女共同参画センター(第45条・第
	<u>46条)</u>
第8款~第14款 略	第8款~第14款 略
第9節 福祉保健部の所管に属する機関	第8節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款 削除	第1款 福祉事務所(第60条・第61条)
第2款~第8款 略	第2款~第8款 略
第10節 略	第9節 略
第11節 生活環境部の所管に属する機関	<u>第10節</u> 生活環境部の所管に属する機関
第1款 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然	
館(第93条の2・第93条の3)	
<u>第2款</u> 略	<u>第1款</u> 略
<u>第3款</u> 略	<u>第2款</u> 略
<u>第4款</u> 略	第3款 略
<u>第5款</u> 略	第4款 略

第6款 略

第12節 略

第13節 農林水産部の所管に属する機関

第1款~第4款 略

第5款 削除

第6款~第16款 略

第14節 略

第15節 略

第16節 略

第4章・第5章 略

附則

(機関の分類)

第2条 略

3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される 公の施設(鳥取県衛生環境研究所及び鳥取県立 農業大学校を除く。)

(5) 略

4 略

(部及び局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号)第2条の規定により設置された部は、次 のとおりである。

令和の改新戦略本部

輝く鳥取創造本部

男女協働未来創造本部

総務部

危機管理部

地域社会振興部

福祉保健部

子ども家庭部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる 部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

令和の改新戦略本部

略

第5款 略

第11節 略

第12節 農林水産部の所管に属する機関

第1款~第4款 略

第5款 鳥獣対策センター (第111条・第112 条)

第6款~第16款 略

第13節 略

第14節 略

第15節 略

第4章・第5章 略

附則

(機関の分類)

第2条 略

3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される 公の施設(鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立山 陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び鳥取県 立農業大学校を除く。)

(5) 略

4 略

(部及び局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号)第2条の規定により設置された部は、次 のとおりである。

政策戦略本部

輝く鳥取創造本部

総務部

危機管理部

地域社会振興部

福祉保健部

子ども家庭部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる 部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

政策戦略本部

略

輝く鳥取創造本部	とっとり暮らし推進局 中山間・地域振興局 中山間振興統括局 観光交流局
略	BADIL X MILITED
地域社会振興部	人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 文 化財局
略	,

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲 げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に 同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	関に掲げる課 	課	課内室
令和の改新	略	H/K	
戦略本部	政策戦略局	今和の34年	
<u> </u>	以來耿哈同	令和の改新	
		推進課	
		略	
		関西本部	大阪・関西
			万博課
		略	
	略		
輝く鳥取創	略		
造本部	中山間・地	中山間・地	
	域振興局	域振興課	
		略	
	中山間振興	略	
	統括局		
	観光交流局	略	
		まんが王国	
		官房	
男女協働未		未来創造課	
来創造本部		県民運動課	
総務部		略	
		行政監察・	
		法人指導課	
		教育学術課	
	略	-	
令和の改新	略		
戦略本部 ・			
総務部			

輝く鳥取創造本部	とっとり暮らし推進局
	中山間・地域振興局
	中山間振興統括本部
	観光交流局
略	
地域社会振興部	人権尊重社会推進局
	スポーツ振興局 <u>ね</u>
	<u>んりんピックはばたけ</u>
	鳥取2024実施本部事務
	<u>局</u> 文化財局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲 げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に 同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室
政策戦略本	略		
<u>部</u>	政策戦略局	企画課	
		略	
		関西本部	万博推進室
		略	
	略		
輝く鳥取創	略		
造本部	中山間・地	中山間・地	買物環境確
	域振興局	域振興課	保室
		略	
	中山間振興	略	
	統括本部		
	観光交流局	略	
		まんが王国	
		官房	
総務部		略	
		行政監察•	
		法人指導課	
	略		
政策戦略本	略		
部・総務部			

略			
地域社会振	略	1	r
興部	人権尊重社	人権・同和	
	会推進局	対策課	
	スポーツ振	スポーツ課	
	興局	関西ワール	
		ドマスター	
		ズゲームズ	
		課	
		H/K	
	文化財局	文化財課	
		略	
略			
子ども家庭		略	
部		家庭支援課	児童養護
			DV室
略			
	m/ / z		
生活環境部	略	占 AN IL /I. AM	
		自然共生課	
	会局		
		略	
	収	略	
甲 久	略	略	
略短知识的	略		生 中。
福祉保健	略	衛生環境研	
福 祉 保 健 部・生活環	略		<u>衛生室</u>
福祉保健	略	衛生環境研	<u>衛生室</u> 現 <u>境室</u>
福 祉 保 健 部・生活環	略	衛生環境研	
福 祉 保 健 部・生活環 境部	略	衛生環境研	
福 祉 保 健 部・生活環	略	衛生環境研	
福 祉 保 健 部・生活環 境部	略	衛生環境研	
福祉保健部・生活環境部 略		衛生環境研	
福祉保健部・生活環境部 略	略	衛生環境研究所	

略			
地域社会振	略		
興部	人権尊重社	人権・同和	
	会推進局	対策課	
		女性応援課	
	スポーツ振	スポーツ課	
	興局		
	ねんりんピ		
	ックはばた		
	け鳥取2024		
	実施本部事		
	務局		
'	文化財局	文化財課	
		略	
略			
子ども家庭		略	
部		家庭支援課	児童養護・
			DV室
		総合教育推	
		進課	
略	•		
生活環境部	略		
	自然共生社	自然共生課	
	会局	山陰海岸ジ	
		オパーク海	
		と大地の自	
		然館	
	'	略	
	略		
略			
福祉保健		衛生環境研	水環境室
部・生活環		究所	化学衛生室
境部			保健衛生
			室 大気・
			地球環境室
略			
農林水産部	略		
	農業振興局	略	
		生産振興課	
		///\/\/\/\/\/\	

	略	
略		
市場開拓局	販路拡大·	民工芸室
	輸出促進課	
	略	
略		
河川港湾局	略	
	港湾課	
	市場開拓局略	略市場開拓局 輸出促進課 略略所所

(令和の改新戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 令和の改新戦略本部各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略 政策戦略局令和の改新推進課

- (1) 略
- (2) 人口政策に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

政策戦略局総合統括課~デジタル局デジタル基 盤整備課 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、 次のとおりとする。

とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

- (1) 人口減少対策に関すること(令和の改新推 進課の所掌に属するものを除く。)。
- $(2)\sim(6)$ 略

とっとり暮らし推進局協働参画課~観光交流局 まんが王国官房 略

(中山間振興統括局の所掌事務)

第6条の4 中山間振興統括局は、中山間振興施策 の連携推進に関する事務を所掌する。

(男女協働未来創造本部各課の所掌事務)

第6条の5 男女協働未来創造本部各課の所掌事務

		略
	略	
商工労働	市場開拓局	販路拡大·
部・農林水		輸出促進課
産部		略
県土整備部	略	
	河川港湾局	略
		港湾課
地域社会振		産業廃棄物
興部・県土		処理施設審
整備部		查課

(政策戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 政策戦略本部各課の所掌事務は、次の とおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略 政策戦略局企画課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- <u>(7</u>) 略

政策戦略局総合統括課~デジタル局デジタル基 盤整備課 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、 次のとおりとする。

とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

- (1) 人口減少対策に関すること。
- $(2)\sim(6)$ 略

とっとり暮らし推進局協働参画課~観光交流局 まんが王国官房 略

(中山間振興統括本部の所掌事務)

第6条の4 中山間振興統括本部は、中山間振興施 策の連携推進に関する事務を所掌する。

は、次のとおりとする。

未来創造課

- (1) 男女共同参画及び女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策の企画、連絡調整及び 推進に関すること(県民運動課の所掌に属する ものを除く。)。
- (2) 性別による差別的な取扱いその他男女共同 参画社会の形成を阻害する要因となっている問 題に係る相談に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必 要な業務に関すること。
- (4) 男女協働未来創造センターに関すること。
- (5) 本部の連絡調整に関すること。
- (6) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総 合事務センター庶務集中課及び物品契約課並び に統括審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) その他本部内他課の所掌に属しないこと。 県民運動課
- (1) 女性が働きやすく暮らしやすい社会づくり に関すること。
- (2) 職場や社会生活におけるアンコンシャス・ バイアスの解消に関すること。
- (3) 前2号に係る県民運動の展開に関するこ
- (4) 男女共同参画及び女性の職業生活における 活躍の推進に関する情報の収集及び提供並びに 講習会の開催及び指導者の養成に関すること。
- (5) 男女共同参画及び女性の職業生活における 活躍の推進を目的とした団体及び個人に対する 活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び 連携に関すること。

(総務部各課の所掌事務)

総務課~営繕課 略

統計課

- (1) (2) 略
- (3) 県経済関連統計及び県民経済計算の推計に 関すること。
- (4)・(5) 略

行政監察・法人指導課 略

教育学術課

(1) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関 すること。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす │ 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす

総務課~営繕課 略

統計課

- (1) (2) 略
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関す ること。
- (4)・(5) 略

行政監察・法人指導課 略

- (2) 県内高等教育機関との連携に関すること (産業未来創造課の所掌に属するものを除
- (3) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校 に関すること(私立幼稚園に関するものを除 < ,) ,
- (4) 科学技術の振興に関すること。
- (5) 公立大学法人公立鳥取環境大学に関するこ
- (6) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に 関すること。

総務事務センター庶務集中課~行政体制整備局 行財政改革推進課 略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のと │ 第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のと おりとする。

市町村課~人権尊重社会推進局人権・同和対策 課略

スポーツ振興局スポーツ課

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ 大会に関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。 スポーツ振興局関西ワールドマスターズゲーム

ワールドマスターズゲームズ2027関西に関する こと。

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王 国推進課 略

総務事務センター庶務集中課~行政体制整備局 行財政改革推進課 略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

おりとする。

市町村課~人権尊重社会推進局人権・同和対策 課略

人権尊重社会推進局女性応援課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企 画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策の企画、連絡調整及び推進に関するこ
- (3) 男女共同参画センターに関すること。 スポーツ振興局スポーツ課
- (1)~(5) 略
- (6) ワールドマスターズゲームズに関するこ

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王 国推進課 略

(ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局 の所掌事務)

第8条の2 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施 本部事務局は、ねんりんピックに関する事務を所 掌する。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

ささえあい福祉局福祉保健課

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 保健所及び福祉人材研修センターに関する こと。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課~健康医療 局医療・保険課 略

(子ども家庭部各課の所掌事務)

第9条の3 子ども家庭部各課の所掌事務は、次の とおりとする。

子育て王国課 略

家庭支援課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 福祉専門職員等の人材育成及び専門性向上 に関すること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

ささえあい福祉局福祉保健課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 福祉専門職員等の人財育成及び専門性向上 に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 福祉事務所、保健所及び福祉人材研修セン ターに関すること。
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課〜健康医療 局医療・保険課 略

(子ども家庭部各課の所掌事務)

第9条の3 子ども家庭部各課の所掌事務は、次の とおりとする。

子育て王国課 略

家庭支援課

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

総合教育推進課

- (1) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関 すること。
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

環境立県推進課・脱炭素社会推進課 略 自然共生社会局自然共生課

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 傷病鳥獣の保護及び野鳥の感染症への対応 に関すること。

(7)・(8) 略

- (9) 山陰海岸ジオパークに係る調整に関するこ
- (10) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館に関 すること。
- (11) その他局内他課の所掌に属しないこと。

自然共生社会局循環型社会推進課

- (1) 略
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (3) 略

自然共生社会局水環境保全課 略 くらしの安心局くらしの安心推進課

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

に関すること (私立幼稚園に関するものを除 く。)。

- (3) 科学技術の振興に関すること。
- (4) 公立大学法人公立鳥取環境大学に関するこ
- (5) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に 関すること。

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

環境立県推進課・脱炭素社会推進課 略 自然共生社会局自然共生課

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関すること。

(7)・(8) 略

自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の 自然館

- (1) 山陰海岸ジオパークの調査研究に関するこ
- (2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に 関すること(自然共生課の所掌に属するものを 除く。)。
- (3) 山陰海岸ジオパークを活用した地域の活性 化に関すること。

自然共生社会局循環型社会推進課

- (1) 略
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること (産業 廃棄物処理施設審査課の所掌に属するものを除 <u><.</u>) .
- (3) 略

自然共生社会局水環境保全課 略 くらしの安心局くらしの安心推進課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に 関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略

くらしの安心局消費生活センター~くらしの安 心局住宅政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

農林水産政策課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 肥料 (分析及び鑑定を除く。) 及び農薬に 関すること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

農業振興局経営支援課・農業振興局農業大学校

農業振興局生産振興課

(1) (2) 略

(3) 略

(4) 農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、 とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関 すること。

農業振興局鳥獣対策課

- (1) 鳥獣被害対策技術の実証及び普及に関する こと。
- (2) 鳥獣被害対策に係る人材育成及び体制整備 に関すること。

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

くらしの安心局消費生活センター~くらしの安 心局住宅政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおり とする。

農林水産政策課

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- <u>(11)</u> 略

農業振興局経営支援課・農業振興局農業大学校

農業振興局生産振興課

- (1) (2) 略
- (3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関 <u>すること。</u>

(4) 略

(5) 農業試験場、園芸試験場、鳥獣対策センタ 一、病害虫防除所、とっとり花回廊及び鳥取二 十世紀梨記念館に関すること。

- (3) 鳥獣被害対策に係る隣接県等との連携に関 すること。
- (4) 鳥獣被害情報のとりまとめ及び広報に関す
- (5) 鳥獣の管理及び狩猟の適正化に関するこ
- (6) 捕獲個体の処理に関すること。

農業振興局農地・水保全課~水産振興局漁業調 整課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおり とする。

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 略 市場開拓局食パラダイス推進課

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) ジビエ利用の推進に関すること。

(職制及び職務)

第16条 略

2~8 略

- 9 令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局 長を令和の改新戦略本部に置き、令和5年台風第 7号による災害からの復旧及び復興に係る対策の 総合調整に関する事務をつかさどる。
- 10 鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本 10 鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本 部事務局長を令和の改新戦略本部に置き、 SDGsの理念の政策への反映及び2050年二酸化 炭素実質排出量ゼロの実現に向けた施策の総合調 整に関する事務をつかさどる。
- 11 大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事 務局長を令和の改新戦略本部に置き、大阪・関西 万博鳥取県魅力発信強化戦略会議の庶務をつかさ どる。

農業振興局農地・水保全課~水産振興局漁業調 整課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおり

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 略 市場開拓局食パラダイス推進課

 $(1)\sim(3)$ 略

(産業廃棄物処理施設審査課の所掌事務)

- 第14条の2 産業廃棄物処理施設審査課の所掌事務 は、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号) の施行に関すること(公益財 団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀 江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物 処理施設の設置許可に関するものに限る。)。
 - (2) 前号の産業廃棄物処理施設の計画地におけ る地下水、地層及び地質の調査に関すること。

(職制及び職務)

第16条 略

2~8 略

- 9 令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局 長を政策戦略本部に置き、令和5年台風第7号に よる災害からの復旧及び復興に係る対策の総合調 整に関する事務をつかさどる。
- 部事務局長を政策戦略本部に置き、SDGsの理 念の政策への反映及び2050年二酸化炭素実質排出 量ゼロの実現に向けた施策の総合調整に関する事 務をつかさどる。
- 11 大阪·関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事 務局長を政策戦略本部に置き、大阪・関西万博鳥 取県魅力発信強化戦略会議の庶務をつかさどる。

- 12 大阪·関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事 務局次長を令和の改新戦略本部に置き、大阪・関 西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長を補 佐させるとともに、2025年日本国際博覧会での展 示及び魅力発信の総合調整に関する事務をつかさ どろ.
- 13 債権管理幹を令和の改新戦略本部に置き、債権 管理の統括に関する事務をつかさどる。
- 14 鳥取県Society5.0推進本部事務局長を令和の改 新戦略本部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に 関する事務をつかさどる。

15~26 略

27 略

28 女性相談支援幹を子ども家庭部に置き、困難な 問題を抱える女性への相談その他の支援の総合調 整に関する事務をつかさどる。

29・30 略

(事務分担)

第17条 職員の分担事務は、課(感染症対策センタ ーにあっては局)の長が定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第20条 略

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法(昭和26 年法律第45号) 第14条第5項に定める事務は鳥取 県中部総合事務所が所掌し、その所管区域は、東 伯郡三朝町及び西伯郡大山町である。

3 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に 掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、そ れぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

県民福祉局・ 福祉課 倉吉保健所 子ども家庭課

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げ る局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の

- 12 大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事 務局次長を政策戦略本部に置き、大阪・関西万博 鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長を補佐させ るとともに、2025年日本国際博覧会での展示及び 魅力発信の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 13 債権管理幹を政策戦略本部に置き、債権管理の 統括に関する事務をつかさどる。
- 14 鳥取県Society5.0推進本部事務局長を政策戦略 本部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に関する 事務をつかさどる。

15~26 略

27 美術館整備監を地域社会振興部に置き、鳥取県 立美術館の整備の総合調整に関する事務をつかさ どる。

28 略

29・30 略

(事務分担)

第17条 職員の分担事務は、課(ねんりんピックは ばたけ鳥取2024実施本部事務局及び感染症対策セ ンターにあっては局)の長が定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第20条 略

2 略

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に 掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、そ れぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

共生社会推進課 県民福祉局・ 倉吉保健所 地域福祉課

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げ る局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の 右欄に掲げる室(室に相当するものを含む。以下 同じ。) を置く。

略		
県民福祉局・	福祉課	
米子保健所	子ども家庭課	
略		

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左 欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるた め、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それ ぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

日野振興局	地域振興課	
	中山間地域振興	
	チーム	
	略	
略		

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌 事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課

(1)~(11) 略

- (12) 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター が米子市淀江町小波地内に設置を計画している 産業廃棄物処理施設に係る監視及び指導並びに 周辺地域の振興に関すること。
- (13) 前号の産業廃棄物処理施設の計画地周辺に おける地下水、地層及び地質の調査に係る観測 井戸の管理に関すること。

(14) 略

県民福祉局西部観光商工課·県民福祉局会計総 務課 略

県民福祉局中山間地域振興チーム

中山間地域等の振興に関すること(日野振興セ ンター日野振興局中山間地域振興チームの所掌に 属するものを除く。)。

県民福祉局米子児童相談所 略

(保健所各課の所掌事務)

第22条の3 中部総合事務所倉吉保健所及び西部総 合事務所米子保健所各課の所掌事務は、次のとお りとする。

倉吉保健所健康支援総務課・倉吉保健所医薬・ 感染症対策課 略

倉吉保健所生活安全課

 $(1)\sim(5)$ 略

右欄に掲げる室(室に相当するものを含む。以下 同じ。)を置く。

略		
県民福祉局・	共生社会推進課	
米子保健所	地域福祉課	
略		

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左 欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるた め、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それ ぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

日野振興局	地域振興課	
	略	
略		

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌 事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課

(1)~(11) 略

(12) 略

県民福祉局西部観光商工課·県民福祉局会計総 務課 略

県民福祉局中山間地域振興チーム

中山間地域等の振興に関すること(日野振興セ ンター日野振興局地域振興課の所掌に属するもの を除く。)。

県民福祉局米子児童相談所 略

(保健所各課の所掌事務)

第22条の3 中部総合事務所倉吉保健所及び西部総 合事務所米子保健所各課の所掌事務は、次のとお りとする。

倉吉保健所健康支援総務課・倉吉保健所医薬・ 感染症対策課 略

倉吉保健所生活安全課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に

(6) 略

(7) 略

米子保健所健康支援総務課·米子保健所医薬· 感染症対策課 略

米子保健所生活安全課

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

(7) 略

(県民福祉局及び保健所の所掌事務)

第22条の3の2 県民福祉局及び保健所各課の所掌 事務は次のとおりとする。

関すること。

(7) 略

(8) 略

米子保健所健康支援総務課·米子保健所医薬· 感染症対策課 略

米子保健所生活安全課

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 肥料 (分析及び鑑定を除く。) 及び農薬に 関すること。

(7) 略

(8) 略

(県民福祉局及び保健所の所掌事務)

第22条の3の2 県民福祉局及び保健所各課の所掌 事務は次のとおりとする。

県民福祉局共生社会推進課

- (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関する <u>こと</u>。
- (2) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 社会福祉施設に関すること。
- (6) 児童の福祉に関すること。
- (7) 児童福祉施設に関すること。
- (8) 老人福祉に関すること。
- (9) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (10) 身体障害者の福祉に関すること。
- (11) 知的障害者の福祉に関すること。
- (12) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (13) 福祉に関する総合相談窓口に関すること。
- (14) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (15) 戦傷病者の更生援護に関すること。
- (16) その他局内他課の所掌に属しない福祉行政 に関すること。

県民福祉局地域福祉課

- (1) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関す ること。
- (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に基づ く医療機関の指導に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (6) 助産施設における助産の実施及び母子生活 支援施設における保護に関すること。
- (7) 困難な問題を抱える女性及び配偶者等から

県民福祉局福祉課

- (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関する
- (2) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 社会福祉施設に関すること。
- (6) 老人福祉に関すること。
- (7) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (8) 身体障害者の福祉に関すること。
- (9) 知的障害者の福祉に関すること。
- (10) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (11) 福祉に関する総合相談窓口に関すること。
- (12) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (13) 戦傷病者の更生援護に関すること。
- (14) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関す ること(中部総合事務所に限る。)。
- (15) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づ く医療機関の指導に関すること (中部総合事務 所に限る。)。
- (16) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること(中 部総合事務所に限る)。
- (17) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関す
- (18) その他局内他課の所掌に属しない福祉行政 に関すること。

県民福祉局子ども家庭課

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 児童福祉施設に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (5) 助産施設における助産の実施及び母子生活 支援施設における保護に関すること (中部総合 事務所に限る。)。
- (6) 困難な問題を抱える女性及び配偶者等から の暴力の被害者の保護に係る相談等に関するこ
- (7) その他子ども及び女性の福祉に関するこ

- の暴力の被害者の保護に係る相談等に関するこ
- (8) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関す ること。
- (9) <u>その他社会福祉に関す</u>ること。

(環境建築局各課の所掌事務)

第22条の4 環境建築局各課の所掌事務は、次のと おりとする。

環境建築局環境・循環推進課

- $(1)\sim(8)$ 略
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること(西部 総合事務所県民福祉局西部振興課の所掌に属す るものを除く。)。
- (10) 略
- (11) 鳥獣の保護に関すること。
- (12)~(15) 略

環境建築局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

- (1)~(14) 略
- (15) 鳥獣の管理及び狩猟の適正化に関するこ と。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略

農林局農商工連携チーム~農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に 掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあ っては、日野郡の区域に係るものを含む。)

- (1)~(14) 略
- (15) 鳥獣の管理及び狩猟の適正化に関するこ と。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

(環境建築局各課の所掌事務)

第22条の4 環境建築局各課の所掌事務は、次のと おりとする。

環境建築局環境・循環推進課

- $(1)\sim(8)$ 略
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (10) 略
- (11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関すること。
- (12)~(15) 略

環境建築局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)~(14) 略

- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

農林局農商工連携チーム~農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に 掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあ っては、日野郡の区域に係るものを含む。)

(1)~(14) 略

- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略 (20) 略
- (21) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

農林局農商工連携チーム~農林局地域整備課

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所 掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課 日野郡の区域における次に掲げる事務

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

日野振興センター日野振興局中山間地域振興チ ーム

日野郡の区域における中山間地域等の振興に関 すること。

日野振興センター日野振興局農林業振興課

日野郡の区域における次に掲げる事務(第23 号、第24号及び第35号に掲げる事務にあっては、 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを含 む。)

(1)~(11) 略

(12) 鳥獣の管理及び狩猟の適正化に関するこ

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略 (28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

農林局農商工連携チーム~農林局地域整備課

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所 掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課 日野郡の区域における次に掲げる事務

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 中山間地域等の振興に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

日野振興センター日野振興局農林業振興課

日野郡の区域における次に掲げる事務(第22 号、第23号及び第34号に掲げる事務にあっては、 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを含 む。)

(1)~(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

日野振興センター日野振興局日野農業改良普及 所 略

(日野振興センター日野県十整備局各課の所掌事

第22条の9 日野振興センター日野県十整備局各課 の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課~ 日野振興センター日野県土整備局用地課 略 日野振興センター日野県土整備局計画調査課 日野郡の区域における次に掲げる事務

 $(1)\sim(3)$ 略

日野振興センター日野県土整備局道路整備課・ 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略

第3節 令和の改新戦略本部の所管に属す る機関

(所掌事務)

第26条 略

第5節 男女協働未来創造本部の所管に属 する機関

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略 (29) 略

(30) 略 (31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

日野振興センター日野振興局日野農業改良普及 所 略

(日野振興センター日野県十整備局各課の所掌事

第22条の9 日野振興センター日野県十整備局各課 の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課~ 日野振興センター日野県土整備局用地課 略 日野振興センター日野県土整備局計画調査課

 $(1)\sim(3)$ 略

日野振興センター日野県土整備局道路整備課・ 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略

第3節 政策戦略本部の所管に属する機関

(所掌事務)

第26条 略

(名称及び位置)

第26条の2 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関す る条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条の規 定により設置された男女協働未来創造センターの 名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女協働未来創	倉吉市
造センター	

(所掌事務)

第26条の3 男女協働未来創造センターは、女性が 働きやすく暮らしやすい社会づくりをはじめとし て、男女共同参画社会を実現するための事務を所 掌する。

第6節 略

(所掌事務)

第28条 公文書館は、鳥取県公文書等の管理に関す る条例(平成23年鳥取県条例第52号)第2条第4 号に規定する特定歴史公文書等(以下「特定歴史 公文書等」という。) を保存し、県民の利用に供 するとともに、鳥取県における歴史資料として重 要な公文書等の保存等に関する条例第2条第1項 に規定する歴史公文書等(以下「歴史公文書等」 という。) に関連する調査研究を行うため、次の 各号に掲げる事務を所掌する。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 県史の編さんに関すること。

(7) 略

(8) 略

(内部組織)

第28条の2 公文書館に、県史編さん室を置く。

<u>第7節</u> 略

第8節 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 東部振興課 略 八頭振興課

第5節 略

(所掌事務)

第28条 公文書館は、鳥取県公文書等の管理に関す る条例(平成23年鳥取県条例第52号)第2条第4 号に規定する特定歴史公文書等(以下「特定歴史 公文書等」という。)を保存し、県民の利用に供 するとともに、鳥取県における歴史資料として重 要な公文書等の保存等に関する条例第2条第1項 に規定する歴史公文書等(以下「歴史公文書等」 という。) に関連する調査研究を行うため、次の 各号に掲げる事務を所掌する。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

(7) 略

<u>第6節</u> 略

第7節 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 東部振興課 略 八頭振興課

$(1)\sim(4)$ 略

(5) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所及び鳥取 県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関 すること(総合事務センター庶務集中課及び物 品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部農 林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取県八 頭県土整備事務所建設総務課の所掌に属するも のを除く。)。

中山間地域振興チーム 略

(名称及び位置)

第37条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条 例第1条の規定により設置された倉吉未来中心の 名称及び位置は、次のとおりである。

第7款 削除

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県 鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務 所の予算経理及び庶務に関すること(総合事務 センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括 審査課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課及び鳥取県八頭県土整備事務所建 設総務課の所掌に属するものを除く。)。

中山間地域振興チーム 略

(名称及び位置)

第37条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条 例(平成12年鳥取県条例第5号)第1条の規定に より設置された倉吉未来中心の名称及び位置は、 次のとおりである。

第7款 男女共同参画センター

(名称及び位置)

第45条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条 例第2条の規定により設置された男女共同参画セ <u>ンターの名称及び位置は、次のとおりであ</u>る。

名称	位置
鳥取県男女共同参画セ	倉吉市
ンター	

(所掌事務)

- 第46条 男女共同参画センターは、男女共同参画社 会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収 集及び提供に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の 開催及び指導者の育成に関すること。
 - (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体 及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれら の相互の交流及び連携に関すること。
 - (4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同 参画社会の形成を阻害する要因となっている問 題に係る相談に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画 社会の実現のために必要な業務に関すること。

第45条及び第46条 削除

第9節 略

第1款 削除

第8節 略

第1款 福祉事務所

(名称、位置及び所管区域)

第60条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取 県条例第8号)第1条の規定により設置された福 祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとお りである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部福	倉吉市	東伯郡三朝町
祉事務所		
鳥取県西部福	米子市	西伯郡大山町
祉事務所		

(内部組織)

第61条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所に、同表 の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部福祉事務所	中部総合事務所県民福
	祉局共生社会推進課
	中部総合事務所県民福
	祉局地域福祉課
鳥取県西部福祉事務所	西部総合事務所県民福
	祉局共生社会推進課
	西部総合事務所県民福
	祉局地域福祉課

第60条及び第61条 削除

<u>第10節</u> 略

(所掌事務)

第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌

- (1) 児童福祉法第42条第1号の規定による障害 児の入所による保護並びに日常生活における基 本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習 得のための支援に関すること(鳥取県立皆成学 園に限る。)。
- (2) 児童福祉法第42条第2号の規定による障害 児の入所による保護、日常生活における基本的 な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得の ための支援並びに治療に関すること(鳥取県立 総合療育センターに限る。)。

第9節 略

(所掌事務)

第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌

- (1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定によ る障害児の入所による保護並びに日常生活にお ける基本的な動作及び独立自活に必要な知識技 能の習得のための支援に関すること(鳥取県立 皆成学園に限る。)。
- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定によ る障害児の入所による保護、日常生活における 基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の 習得のための支援並びに治療に関すること(鳥 取県立総合療育センターに限る。)。

(3) • (4) 略

2 略

第11節 略

第1款 山陰海岸ジオパーク海と大地の 自然館

(名称、位置及び所管区域)

第93条の2 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地 の自然館の設置及び管理に関する条例(平成28年 鳥取県条例第10号) 第2条の規定により設置され た山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の名称、 位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置
山陰海岸ジオパーク	岩美郡岩美町
海と大地の自然館	

(所掌事務)

第93条の3 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 山陰海岸ジオパークの調査研究に関するこ
- (2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に 関すること(自然共生社会局自然共生課の所掌 に属するものを除く。)。
- (3) 山陰海岸ジオパークを活用した地域の活性 化に関すること。

第2款 略

第3款 略

第4款 略

第5款 略

第6款 略

<u>第12節</u> 略

<u>第13節</u> 略

第5款 削除

(3)・(4) 略

2 略

第10節 略

第1款 略

第2款 略

第3款 略

第4款 略

第5款 略

<u>第11節</u> 略

<u>第12節</u> 略

第5款 鳥獣対策センター

(名称、位置及び所管区域)

第111条 鳥取県総合事務所等設置条例第7条第1項 の規定により設置された鳥獣対策センターの名 称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域					
鳥取県鳥獣対	八頭郡八頭町	鳥取県の区域					
策センター							

(所掌事務)

- 第112条 鳥獣対策センターの所掌事務は、次のとお りとする。
 - (1) 鳥獣被害対策技術の実証及び普及に関する
 - (2) 鳥獣被害対策に係る人材育成及び体制整備 に関すること。
 - (3) 鳥獣被害対策に係る隣接県等との連携に関 すること。
 - (4) 鳥獣被害情報のとりまとめ及び広報に関す ること。
 - (5) 野生獣肉の活用に関すること。

第111条及び第112条 削除

(内部組織)

第133条 栽培漁業センターに、生産技術室、増殖・ 漁業環境室及び試験船おしどりを置く。

第14節 略

第15節 略

第16節 略

(職制及び職務)

第152条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定 │ 第152条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定 する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
東部農林事務所	東部農林事務所長
略	•

2~9 略

(附属機関の庶務担当機関)

(内部組織)

第133条 栽培漁業センターに、養殖・漁場環境室、 増殖推進室及び試験船おしどりを置く。

第13節 略

第14節 略

第15節 略

(職制及び職務)

する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
東部農林事務所	東部農林事務所長
鳥獣対策センター	鳥獣対策センター所長
略	

 $2\sim9$ 略

(附属機関の庶務担当機関)

第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第53号)第2条第1項の規定により設置された附 属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

属機関の庶務担当機関は、	伙のとわりとする。
附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県中山間地域等活	中山間・地域振興局
性化・移住定住促進協	中山間・地域振興課
議会	
鳥取県男女共同参画推	未来創造課
進員	
鳥取県男女共同参画審	
議会	
鳥取県男女協働未来創	
造センター運営協議会	
略	
鳥取県公益認定等審議	行政監察・法人指導
会	課
鳥取県私立学校審議会	教育学術課(子育て
	王国課が担当する事
	務を除く。)
	子育て王国課(私立
	幼稚園に関すること
) テ [7日 ブ
	に限る。)
略	(CPRの。)
略略	人権尊重社会推進局
略	人権尊重社会推進局
略鳥取県いじめ問題検証	人権尊重社会推進局
略 鳥取県いじめ問題検証 委員会	人権尊重社会推進局
略 鳥取県いじめ問題検証 委員会 略	人権尊重社会推進局人権・同和対策課
略 鳥取県いじめ問題検証 委員会 略	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 健康医療局健康政策
略 鳥取県いじめ問題検証 委員会 略 鳥取県肝炎対策協議会	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 健康医療局健康政策

第53号)第2条第1項の規定により設置された附 属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関 庶務担当機関 略 鳥取県中山間地域等活 中山間・地域振興が 性化・移住定住促進協 中山間・地域振興部 議会	
鳥取県中山間地域等活 中山間・地域振興が 性化・移住定住促進協 中山間・地域振興部	
性化・移住定住促進協中山間・地域振興調	
	果
議会	
m to	
略	
鳥取県公益認定等審議 行政監察・法人指述	導
会課	
略	
略 人権尊重社会推進	
<u> </u>	
略 人権尊重社会推進/	
略人権尊重社会推進鳥取県いじめ問題検証 委員会人権・同和対策課	
略人権尊重社会推進鳥取県いじめ問題検証 委員会人権・同和対策課鳥取県男女共同参画推人権尊重社会推進	局
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 鳥取県男女共同参画推 人権尊重社会推進 進員 女性応援課(委員の	局の
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 委員会 人権尊重社会推進 女性応援課(委員の 任免に関すること)	局の
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 参員会 人権尊重社会推進 進員 女性応援課(委員の 任免に関すること) 限る。)	局のに
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 参員会 人権尊重社会推進 女性応援課(委員の 任免に関することの 限る。) 男女共同参画センタ	局のにタ
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 参員会 人権尊重社会推進 女性応援課(委員の 任免に関することに 限る。) 男女共同参画セン・ 一(人権尊重社会推進)	局のに タ推
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 委員会 人権尊重社会推進 女性応援課(委員の 任免に関することの 限る。) 男女共同参画センター 一(人権尊重社会報題)	局のに 夕推担
略 人権尊重社会推進 鳥取県いじめ問題検証 委員会 人権・同和対策課 参員会 人権尊重社会推進 女性応援課(委員の 任免に関することに 限る。) 男女共同参画セン・ 一(人権尊重社会報題) も、して、 選問を関することに 関をして、 選問を関することに は、 は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	局のに 夕推担
略 人権尊重社会推進 人権・同和対策課 委員会 鳥取県男女共同参画推 人権尊重社会推進 女性応援課 (委員 任免に関すること) 限る。) 男女共同参画センチー (人権尊重社会 進局女性応援課が当する事務を よく。)	局のにタ推担除
略 人権尊重社会推進 人権・同和対策課 委員会 鳥取県男女共同参画推 人権尊重社会推進 女性応援課 (委員の 任免に関すること 限る。) 男女共同参画センシー (人権尊重社会 推進) 進局女性応援課が 当する事務を に く。) 鳥取県男女共同参画審 人権尊重社会推進)	局のにタ推担除
略人権尊重社会推進鳥取県いじめ問題検証 委員会人権・同和対策課鳥取県男女共同参画推 進員人権尊重社会推進 女性応援課(委員) 任免に関することに 限る。)男女共同参画センター(人権尊重社会 進局女性応援課がき 当する事務を見る。)鳥取県男女共同参画審 議会人権尊重社会推進 女性応援課	局のにタ推担除
略 人権尊重社会推進 人権・同和対策課 委員会 鳥取県男女共同参画推 人権尊重社会推進 女性応援課 (委員 任免に関すること) 限る。) 男女共同参画センチー (人権尊重社会 推 進局女性応援課が当する事務を する事務を する。) 鳥取県男女共同参画審 議会 女性応援課 を	局のに一タ推担除一局
略 人権尊重社会推進 人権・同和対策課 委員会	局のに一タ推担除一局
トルス ト	局のに一タ推担除一局 策
略 人権尊重社会推進 人権・同和対策課 委員会	局のに一タ推担除一局 策

鳥取県指定難病審査会			鳥取県指定難病審査会	
略	Г		略	_
略	家庭支援課		略	家庭支援課
鳥取県小児慢性特定疾			鳥取県小児慢性特定疾	
病審査会			病審査会	
			鳥取県私立学校審議会	総合教育推進課(
				育て王国課が担当っ
				る事務を除く。)
				子育て王国課(私立
				幼稚園に関すること
				に限る。)
略			略	
鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環		鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循环
	型社会推進課(西部			型社会推進課(産業
	総合事務所県民福祉			廃棄物処理施設審査
	局西部振興課が担当			課が担当する事務を
	する事務を除く。)			除く。)
	西部総合事務所県民			産業廃棄物処理施設
	福祉局西部振興課			審査課 (公益財団活
	(公益財団法人鳥取			人鳥取県環境管理
	県環境管理事業セン			業センターが米子
	ターが米子市淀江町			淀江町小波地内に記
	小波地内に設置を計			置を計画している。
	画している産業廃棄			業廃棄物処理施設は
	物処理施設に関する			関するものに厚
	ものに限る。)			る。)
略			略	
鳥取県西部感染症診査	西部総合事務所米子		鳥取県西部感染症診査	西部総合事務所米
協議会	保健所医薬・感染症		協議会	保健所医薬・感染症
	対策課			対策課
			鳥取県男女共同参画セ	男女共同参画センク
			ンター運営協議会	1
略	1		略	
略		$\frac{1}{2}$	 略	

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
統轄監、部長、本部長、所長、理事監、令和5	統轄監、部長、本部長、所長、理事監、令和5
年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大	年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大
阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局	阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局

長、会計管理者、次長、局長、事務局長、参事 監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略 本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局 長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイ クルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務 局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワー ルドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局 長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校 長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所 長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関 西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、 債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進 幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管 理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防 災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援 幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、 総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、 総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リー ダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検 查主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉 司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指 導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林 業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教 官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会 福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定 員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童 福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童 生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技 師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産 技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、 総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教 務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、 上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主 任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副 院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士 長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主 幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主 幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主 任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主 任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主 任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診 療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副 看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、 機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関

長、美術館整備監、会計管理者、次長、局長、事 務局長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果 ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推 進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事 務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化 推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興 監、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施 本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副 局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム 長、副所長、副校長、参事、副本部長、大阪・関 西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、 債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進 幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管 理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防 災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援 幹、副館長、星空環境推進幹、支所長、主任教 授、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主 幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興 リーダー、管理栄養主幹、診療放射線主幹、理学 療法主幹、作業療法主幹、歯科衛生主幹、言語聴 覚主幹、臨床心理主幹、教務主幹、保育士長、教 授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主 幹、主計員、教務主任、身体障害者福祉司、知的 障害者福祉司、管理栄養主任、診療放射線主任、 理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言 語聴覚主任、臨床心理主任、副保育士長、職業訓 練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術 員、林業専門技術員、主事、講師、機械技師、電 気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、農林技 師、水産技師、土木技師、観光誘客チーフコーデ ィネーター、教官、学芸員補、スポーツ指導主 事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理 療法士、心理判定員、管理栄養士、理学療法士、 医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、薬剤師、 看護師、歯科衛生士、児童心理司、児童福祉司、 児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援 員、保育士、職業訓練指導員、改良普及員、林業 改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、 場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸 員、主幹研究員、室長補佐、主任学芸員、主任研 究員、研究員、学芸員、院長、院長代理、副院 長、医長、副医長、医師、歯科医師、臨床検査主 幹、臨床検査主任、臨床検査技師、診療放射線技 師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護 師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、航海 士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機 関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主 事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊 長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医 療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締 員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導 員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫 員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病 予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動 物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監 理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜 検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普 及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監 督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、 出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現 金取扱員

長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士 長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板 員、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技 手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保 安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬 事監視員、査察指導員、毒物劇物監視員、麻薬取 締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監 視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査 <u>員</u>、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病 予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動 物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監 理員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方 種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森 林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路 監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任 出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員)	(職員)
第24条 学校に、校長、副校長、 <u>総務課長</u> 、教務課	第24条 学校に、校長、副校長、 <u>次長</u> 、教務課長、
長、教務主幹、教務主任、講師、事務職員その他	教務主幹、教務主任、講師、事務職員その他の職
の職員を置く。	員を置く。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から 施行する。
 - (1) 第1条中鳥取県行政組織規則第2条の改正規定及び第155条の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中鳥取県行政組織規則第6条の改正規定 令和7年3月30日

(生活保護法施行細則の一部改正)

2 生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以 正 後	以 正 削
(備付書類)	(備付書類)
第2条 中部総合事務所長は、被保護者につき、次	第2条 福祉事務所長は、被保護者につき、次に掲
に掲げる書類を作成し常にその記載事項について	げる書類を作成し常にその記載事項について整理
整理しておかなければならない。	しておかなければならない。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
2 中部総合事務所長は、次に掲げる書類を作成	2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常
し、常にその記載事項について整理しておかなけ	にその記載事項について整理しておかなければな

ればならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

第3条 削除

(申請書)

第4条 略

2 · 3 略

- 4 第1項の申請書を提出する者は、個人番号が記 載された書類であって中部総合事務所長が適当と 認めるものを提示し、又は提出するものとする。
- 5 第1項から第3項までの申請書には、省令第1 条第4項に定めるもののほか、次に掲げる書類の うち、中部総合事務所長が必要と認めるものを添 付するものとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(扶養照会書)

第6条 中部総合事務所長が法第4条第2項の扶養 義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の 扶養義務者に対し、扶養義務について照会すると きは、扶養照会書(様式第20号)により行うもの とする。

(検診命令書、検診書及び検診料請求書)

第7条 中部総合事務所長は、法第28条第1項の規 定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、要 保護者に対して検診命令書(様式第21号)、検診 書(様式第22号)及び検診料請求書(様式第23 号)を交付するものとする。

らない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(通知)

- 第3条 法第19条第2項の規定によって要保護者の 現在地の福祉事務所長が保護を実施したときは、 その福祉事務所長は、前条第1項各号及び第5条 に規定する書類の写を添付して、すみやかにその 旨を当該被保護者の居住地の福祉事務所長に通知 しなければならない。
- 2 被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の 所管区域内に移転したときは、旧居住地の福祉事 務所長は、速やかに必要な決定を行い、様式第12 号の書面により新居住地の福祉事務所長に通知し なければならない。
- 3 前項の書面には、前条第1項第2号、第3号及 び第5号に掲げる書類その他保護の実施を決定す る上で必要と認められる書類のうち最小限のもの の写しを添付するものとする。

(申請書)

第4条 略

2 • 3 略

- 4 第1項の申請書を提出する者は、個人番号が記 載された書類であって福祉事務所長が適当と認め るものを提示し、又は提出するものとする。
- 5 第1項から第3項までの申請書には、省令第1 条第4項に定めるもののほか、次に掲げる書類の うち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付す るものとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(扶養照会書)

第6条 福祉事務所長が法第4条第2項の扶養義務 者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養 義務者に対し、扶養義務について照会するとき は、扶養照会書(様式第20号)により行うものと する。

(検診命令書、検診書及び検診料請求書)

第7条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定に より検診を受けるべき旨を命ずるときは、要保護 者に対して検診命令書(様式第21号)、検診書 (様式第22号) 及び検診料請求書(様式第23号) を交付するものとする。

(調査依頼書)

第8条 中部総合事務所長が法第29条による必要な 書類の閲覧又は資料の提供を求めるときは、調査 依頼書(様式第24号)によるものとする。

(入所等依頼書)

第9条 中部総合事務所長は、法第30条第1項ただ し書の規定により被保護者を救護施設、更生施設 若しくはその他の適当な施設に入所を委託し、又 は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設 の長又は私人に対して入所等依頼書(様式第25 号)を発行するものとする。

(保護金品の支給方法)

第10条 中部総合事務所長は、法第19条第7項の規 定により被保護者等に対する保護金品の交付を町 村長に依頼して行う場合においては、当該町村長 に対し、当該交付の日の3日前までに生活保護費 支給明細書(様式第26号) 2部を送付するととも に、当該交付に要する資金を交付するものとす

(就労自立給付金申請書等)

第17条 略

- 2 前項の申請書には、職業に就いたことを証する 労働契約書その他の中部総合事務所長が必要と認 める書類を添付するものとする。
- 3 中部総合事務所長は、法第55条の4第1項の規 定により就労自立給付金の支給を決定したとき は、就労自立給付金決定調書(様式第37号)を作 成し、第1項の申請書を提出した者に対し、就労 自立給付金決定通知書(様式第38号)により通知 するものとする。

4 略

(進学・就職準備給付金申請書等)

第18条 略

2 中部総合事務所長は、法第55条の5第1項の規 定により進学・就職準備給付金の支給又は不支給 を決定したときは、進学・就職準備給付金決定調 書(様式第40号)を作成し、前項の申請書を提出 した者に対し、進学・就職準備給付金支給(不支 給)決定通知書(様式第41号)により通知するも のとする。

(調査依頼書)

第8条 福祉事務所長が法第29条による必要な書類 の閲覧又は資料の提供を求めるときは、調査依頼 書(様式第24号)によるものとする。

(入所等依頼書)

第9条 福祉事務所長は、法第30条第1項ただし書 の規定により被保護者を救護施設、更生施設若し くはその他の適当な施設に入所を委託し、又は私 人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長 又は私人に対して入所等依頼書(様式第25号)を 発行するものとする。

(保護金品の支給方法)

第10条 福祉事務所長は、法第19条第7項の規定に より被保護者等に対する保護金品の交付を町村長 に依頼して行う場合においては、当該町村長に対 し、当該交付の日の3日前までに生活保護費支給 明細書(様式第26号)2部を送付するとともに、 当該交付に要する資金を交付するものとする。

(就労自立給付金申請書等)

第17条 略

- 2 前項の申請書には、職業に就いたことを証する 労働契約書その他の福祉事務所長が必要と認める 書類を添付するものとする。
- 3 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定に より就労自立給付金の支給を決定したときは、就 労自立給付金決定調書(様式第37号)を作成し、 第1項の申請書を提出した者に対し、就労自立給 付金決定通知書(様式第38号)により通知するも のとする。

(進学・就職準備給付金申請書等)

第18条 略

2 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定に より進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決 定したときは、進学・就職準備給付金決定調書 (様式第40号)を作成し、前項の申請書を提出し た者に対し、進学・就職準備給付金支給(不支 給)決定通知書(様式第41号)により通知するも のとする。

3 略

様式第13号(第4条関係)

生活保護法による保護申請書

※中部 総合 事務 所受 付年 月日 略

中部総合事務所長

上記のとおり相違ないので生活保護 法による保護を申請します。

> 年 月 日

> > 申請者 住 所

氏 名

保護を受けようと

する者との関係

注意事項 略

別添1

(表面)

資産申告書

中部総合事務所長 様

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとお り相違ありません。

年 月 日

氏名

記

1 • 2 略

(裏面) 略

別添2

(表面)

収入申告書

中部総合事務所長 様

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありませ λ_{\circ}

> 年 月 日

> > 氏名

記

1~3 略

(裏面) 略 3 略

様式第13号(第4条関係)

生活保護法による保護申請書

※福祉 事務 所受 付年 月日 略

福祉事務所長 様

上記のとおり相違ないので生活保護 法による保護を申請します。

> 年 月 日

> > 申請者 住 所

氏 名 保護を受けようと

する者との関係

注意事項 略

別添1

(表面)

資産申告書

福祉事務所長 様

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとお り相違ありません。

年 月 日

氏名 (I)

記

1 • 2 略

(裏面) 略

別添2

(表面)

収入申告書

福祉事務所長 様

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありませ \mathcal{N}_{\circ}

> 年 月 日

> > 氏名

記

 $1 \sim 3$ 略

(裏面) 略 別添3

同意書

中部総合事務所長 様

生活保護法(以下「法」という。) による保護の 決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規 定の施行のために必要があるときは、私の次に掲げ る事項(収入及び支出の状況については、保護を受 けていた期間内の部分に限る。) につき、貴事務所 が官公署(日本年金機構及び共済組合等を含む。) 又は銀行、信託会社、私の雇主その他の関係人(以 下「銀行等」という。) に対し、必要な書類の閲覧 若しくは提供又は報告を求めることに同意します。

1~5 略

また、貴事務所に対し官公署又は銀行等が報告す ることについて、私が同意している旨を官公署又は 銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第15号(第4条関係)

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるので生活保護法による葬祭扶 助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

> 年 月 日

> > 申請者住所

氏 名

様 中部総合事務所長

記

様式第16号(第4条関係)

給与証明書

年 月 \exists

> 住 所

事業主 (雇主) (EII)

中部総合事務所長 様

次のとおり証明します。

様式第20号 (第6条関係)

略

(別紙)

別添3

同意書

福祉事務所長 様

生活保護法(以下「法」という。) による保護の 決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規 定の施行のために必要があるときは、私の次に掲げ る事項(収入及び支出の状況については、保護を受 けていた期間内の部分に限る。) につき、貴福祉事 務所が官公署(日本年金機構及び共済組合等を含 む。) 又は銀行、信託会社、私の雇主その他の関係 人(以下「銀行等」という。) に対し、必要な書類 の閲覧若しくは提供又は報告を求めることに同意し ます。

1~5 略

また、貴福祉事務所に対し官公署又は銀行等が報 告することについて、私が同意している旨を官公署 又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住 所

氏 名

(EII)

(EII)

様式第15号(第4条関係)

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるので生活保護法による葬祭扶 助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所

氏 名

様 福祉事務所長

様式第16号(第4条関係)

給与証明書

年 月 \exists

> 住 所

事業主 (雇主)

福祉事務所長

次のとおり証明します。

様式第20号 (第6条関係)

略

(別紙)

扶養届書

年 月 日

中部総合事務所長 様

住 所 氏 名 (EII) 雷話番号

先に照会のあった に対する扶養について、 次のとおり回答します。

 $1 \sim 3$ 略

(記入上の注意) 略

様式第21号(第7条関係)

検診命令書

号 年 月 日

検診を受ける者の居住地及び氏名

中部総合事務所長 印

次のとおり検診を受けることを命ずる。

 $1 \sim 4$ 略

注

1~3 略

4 この検診命令について疑問がある場合には、 中部総合事務所県民福祉局に相談してくださ V 10

様式第22号(第7条関係)

檢診書

*

年 月 日

(EII)

中部総合事務所長 様

医療機関の所在地

及び名称(所)長

担当医師

検診を受ける者の

居住地及び氏名 (歳 男 ・ 女)

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりで

記

1~5 略

注 この検診書は、中部総合事務所長あて直接送付 してください。

扶養届書

年 月 日

福祉事務所長 様

住 所 氏 名 (EII)

雷話番号

先に照会のあった に対する扶養について、 次のとおり回答します。

 $1 \sim 3$ 略

(記入上の注意) 略

様式第21号(第7条関係)

検診命令書

年 月

検診を受ける者の居住地及び氏名

印 福祉事務所長

次のとおり検診を受けることを命ずる。

 $1 \sim 4$ 略

注

1~3 略

4 この検診命令について疑問がある場合には、 福祉事務所に相談してください。

様式第22号(第7条関係)

検診書

*

年 月

福祉事務所長 様

医療機関の所在地

及び名称(所)長

担当医師

検診を受ける者の

居住地及び氏名 (歳 男 ・ 女)

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりで す。

記

1~5 略

注 この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して ください。

様式第23号(第7条関係)

検診料請求書

※ 中部総合事務所長 様 月 日 医療機関の所在地 医療機関の長又は開設者氏名 (EII)

注 この請求書により中部総合事務所あてに請求 してください。

様式第24号(第8条関係)

番 문 年 月 日

様

中部総合事務所長 印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若 しくは第78条の規定の施行のために必要があります ので、同法第29条第1項の規定に基づき、下記の事 項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所におい て情報の秘密の保護に万全を期していますので、念 のため申し添えます。

記

様式第25号 (第9条関係)

뭉

年 月 日

様

中部総合事務所長

被保護者の入所(養護)について(依頼)

生活保護法(昭和25年法律第114号)第30条第1項 ただし書の規定に基づき、下記のとおり入所(養 護)を委託したいので、よろしくお願いします。

記

略

様式第23号(第7条関係)

検診料請求書

※ 略 福祉事務所長 様 月 日 医療機関の所在地 医療機関の長又は開設者氏名 (EII)

注 この請求書により 福祉事務所あてに請求 してください。

様式第24号(第8条関係)

釆 年 月

印

様

福祉事務所長

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若 しくは第78条の規定の施行のために必要があります ので、同法第29条第1項の規定に基づき、下記の事 項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所におい て情報の秘密の保護に万全を期していますので、念 のため申し添えます。

記

様式第25号(第9条関係)

年 月 Н

様

福祉事務所長

被保護者の入所(養護)について(依頼)

生活保護法(昭和25年法律第114号)第30条第1項 ただし書の規定に基づき、下記のとおり入所(養 護)を委託したいので、よろしくお願いします。

記

略

(EII)

様式第33号(第15条関係)

年 月 日

施設代表者

氏名

中部総合事務所長

様

様式第36号(第17条関係)

就労自立給付金申請書

生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立 給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要書 類を添えて申請します。

1~3 略

上記のとおり相違ありません。

月 H

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

中部総合事務所長 様

様式第38号(第17条関係)

番 뭉

年 月 日

様

中部総合事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

日付けで申請された生活保護法 による就労自立給付金を、次のとおり決定したのでしてよる就労自立給付金を、次のとおり決定したので 通知します。

 $1\sim4$ 略

注 略

(備考) 略

様式第39号 (第18条関係)

年 月 日

進学,就職準備給付金申請書

中部総合事務所長 様

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

生活保護法第55条の5第1項に規定する進学・就 職準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり 関係書類を添えて申請します。

様式第33号(第15条関係)

年 月 H

> 施設代表者 (EII)

> > 氏名

福祉事務所長 様

様式第36号(第17条関係)

就労自立給付金申請書

生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立 給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要書 類を添えて申請します。

 $1 \sim 3$ 略

上記のとおり相違ありません。

月 日

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

福祉事務所長

様式第38号 (第17条関係)

番

年 月 日

様

福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

日付けで申請された生活保護法 通知します。

 $1 \sim 4$ 略

注 略

(備考) 略

様式第39号 (第18条関係)

年 月

進学,就職準備給付金申請書

福祉事務所長 様

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

生活保護法第55条の5第1項に規定する進学・就 職準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり 関係書類を添えて申請します。

 $1 \sim 7$ 略

様式第41号 (第18条関係)

묽

年 月 日

様

中部総合事務所長

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書 日付けで申請された生活保護法 年 月 したので通知します。

1~3 略

(備考) 略

記

 $1 \sim 7$ 略

様式第41号 (第18条関係)

年 月 日

様

福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書 年 月 日付けで申請された生活保護法 による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定 | による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定 したので通知します。

 $1 \sim 3$ 略 (備考) 略

3 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。 様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(徴税吏員)

- 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年 │ 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年 鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) 第2 条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられた ものとする。
 - (1) 令和の改新戦略本部税務課に勤務する県の 職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除 < 。)
 - (2) 略

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式~第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 徴税吏員証(令和の改

新戦略本部税務課用)

その2 略

第1号様式の10 略

(2)~(12) 略

(徴税吏員)

- 鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) 第2 条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられた ものとする。
- (1) 政策戦略本部税務課に勤務する県の職員 (臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)
- (2) 略

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式~第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 徴税吏員証(政策戦略

本部税務課用)

その2 略

第1号様式の10 略

(2)~(12) 略

(鳥取県予算規則の一部改正)

5 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 主務部長 知事部局の部長(令和の改新戦 略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来 創造本部長及び会計管理者を含む。)、議会事 務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委 員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部 長をいう。

 $(2)\sim(4)$ 略

(予算の編成方針)

第4条 令和の改新戦略本部長は、知事の命を受け て、あらかじめ翌年度の予算の編成方針を定め、 主務部長に通知しなければならない。

(予算の要求)

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知 を受けたときは、これに基づき、その分掌事務に 係る予算について、別に令和の改新戦略本部長が 定めるところにより要求書及び説明資料を作成 し、これを令和の改新戦略本部長に提出しなけれ ばならない。

(予算の査定)

第6条 令和の改新戦略本部長は、前条の要求書の 提出を受けたときは、これらを審査のうえ、知事 の査定を受けなければならない。

(予算案の作成)

第7条 令和の改新戦略本部長は、知事の査定を終 了したときは、予算案を作成し、知事の決裁を受 けなければならない。

(予算の執行方針)

第10条 令和の改新戦略本部長は、知事の命を受 け、予算の成立後速やかに予算の執行方針を定 め、これを主務部長に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

の経費の金額の流用を必要とする場合には、別に

改正前

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 主務部長 知事部局の部長(政策戦略本部 長、輝く鳥取創造本部長及び会計管理者を含 む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事 務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局 長及び警察本部長をいう。

$(2)\sim(4)$ 略

(予算の編成方針)

第4条 政策戦略本部長は、知事の命を受けて、あ らかじめ翌年度の予算の編成方針を定め、主務部 長に通知しなければならない。

(予算の要求)

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知 を受けたときは、これに基づき、その分掌事務に 係る予算について、別に政策戦略本部長が定める ところにより要求書及び説明資料を作成し、これ を政策戦略本部長に提出しなければならない。

(予算の査定)

第6条 政策戦略本部長は、前条の要求書の提出を 受けたときは、これらを審査のうえ、知事の査定 を受けなければならない。

(予算案の作成)

第7条 政策戦略本部長は、知事の査定を終了した ときは、予算案を作成し、知事の決裁を受けなけ ればならない。

(予算の執行方針)

第10条 政策戦略本部長は、知事の命を受け、予算 の成立後すみやかに予算の執行方針を定め、これ を主務部長に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項 | 第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項 の経費の金額の流用を必要とする場合には、別に 令和の改新戦略本部長が定めるところにより歳出 予算流用(申請)書を作成し、流用の手続を行わ なければならない。

2 主務部長は、前項の手続を行う際には、令和の 改新戦略本部長の関連審査を受けなければならな

3 • 4 略

(予備費の充当)

- 第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とすると きは、別に令和の改新戦略本部長が定めるところ により予備費充当(申請)書を作成し、これを令 和の改新戦略本部長に提出しなければならない。
- 2 令和の改新戦略本部長は、前項の予備費充当 (申請) 書の提出を受けたときは、これを審査の うえ、予備費充当案を作成し、知事の決裁を受け なければならない。
- 3 令和の改新戦略本部長は、前項の規定により予 備費の充当の決定があったときは、その旨を関係 主務部長に通知しなければならない。

(予算の繰越し使用)

- 第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の 経費を翌年度に繰り越して使用する必要があると きは、別に令和の改新戦略本部長が定めるところ により繰越明許費繰越申請書を3月20日までに作 成し、これを令和の改新戦略本部長に提出しなけ ればならない。
- 2 令和の改新戦略本部長は、前項の繰越明許費繰 越申請書の提出を受けたときは、これを審査のう え繰越明許費繰越計算書の案を作成し、知事の決 裁を受けなければならない。
- 第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第 67号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越し をする必要があるときは、別に合和の改新戦略本 部長が定めるところにより事故繰越し繰越申請書 を3月20日までに作成し、これを令和の改新戦略 本部長に提出しなければならない。

2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しを する必要があるときは、別に令和の改新戦略本部 長が定めるところにより継続費繰越申請書を3月

- 政策戦略本部長が定めるところにより歳出予算流 用(申請)書を作成し、流用の手続を行わなけれ
- 2 主務部長は、前項の手続を行う際には、政策戦 略本部長の関連審査を受けなければならない。

3 • 4 略

(予備費の充当)

- 第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とすると きは、別に政策戦略本部長が定めるところにより 予備費充当(申請)書を作成し、これを政策戦略 本部長に提出しなければならない。
- 2 政策戦略本部長は、前項の予備費充当(申請) 書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、予 備費充当案を作成し、知事の決裁を受けなければ ならない。
- 3 政策戦略本部長は、前項の規定により予備費の 充当の決定があったときは、その旨を関係主務部 長に通知しなければならない。

(予算の繰越し使用)

- 第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の 経費を翌年度に繰り越して使用する必要があると きは、別に政策戦略本部長が定めるところにより 繰越明許費繰越申請書を3月20日までに作成し、 これを政策戦略本部長に提出しなければならな
- 2 政策戦略本部長は、前項の繰越明許費繰越申請 書の提出を受けたときは、これを審査のうえ繰越 明許費繰越計算書の案を作成し、知事の決裁を受 けなければならない。
- 第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第 67号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越し をする必要があるときは、別に政策戦略本部長が 定めるところにより事故繰越し繰越申請書を3月 20日までに作成し、これを政策戦略本部長に提出 しなければならない。

2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しを する必要があるときは、別に政策戦略本部長が定 めるところにより継続費繰越申請書を3月20日ま 20日までに作成し、これを令和の改新戦略本部長 に提出しなければならない。

2 略

(継続費精算報告)

第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了 したときは、省令別記に規定する継続費精算報告 書を作成し、終了の翌年度の8月31日までに令和 の改新戦略本部長に提出しなければならない。

(主要な施策の成果を説明する書類の提出)

- 第23条 主務部長は、令和の改新戦略本部長が別に 指示するところにより、前年度の主要な施策の成 果を説明する書類を作成し、令和の改新戦略本部 長に提出しなければならない。
- 第25条 令和の改新戦略本部長は、次の各号に掲げ る帳簿を備えなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

第26条 この規則の定めるところにより令和の改新 戦略本部長に提出する書類は、財政課長を経由し なければならない。

でに作成し、これを政策戦略本部長に提出しなけ ればならない。

2 略

(継続費精算報告)

第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了 したときは、省令別記に規定する継続費精算報告 書を作成し、終了の翌年度の8月31日までに政策 戦略本部長に提出しなければならない。

(主要な施策の成果を説明する書類の提出)

- 第23条 主務部長は、政策戦略本部長が別に指示す るところにより、前年度の主要な施策の成果を説 明する書類を作成し、政策戦略本部長に提出しな ければならない。
- 第25条 政策戦略本部長は、次の各号に掲げる帳簿 を備えなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

第26条 この規則の定めるところにより政策戦略本 部長に提出する書類は、財政課長を経由しなけれ ばならない。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

6 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第7号(第6条関係)

(表面) 略

(裏面)

1~11 略

12 その他この制度について不明の点は、最寄りの 市役所、町村役場、県中部総合事務所県民福祉 局、県児童相談所又は県福祉保健部ささえあい福 祉局障がい福祉課にお問い合わせください。

様式第7号の2 (第6条関係)

(表面) 略

(裏面)

1~11 略

12 その他この制度について不明の点は、最寄りの 12 その他この制度について不明の点は、最寄りの 市役所、町村役場、県中部総合事務所県民福祉

様式第7号(第6条関係)

(表面) 略

(裏面)

1~11 略

12 その他この制度について不明の点は、最寄りの 市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課にお問 い合わせください。

様式第7号の2 (第6条関係)

(表面) 略

(裏面)

1~11 略

市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県

局、県児童相談所又は県福祉保健部ささえあい福 祉局障がい福祉課にお問い合わせください。

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課にお問 い合わせください。

(鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則の一部改正)

7 鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則(昭和62年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

ζ	正	後	Ī	坆	正	前

(費用弁償の請求)

第3条 略

2 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第14条第3 項の規定により福祉に関する事務所を設置してい ない町村の長が前項の規定により知事に提出する 請求書は、中部総合事務所長を経由して提出しな ければならない。

(費用弁償の請求)

第3条 略

2 町村の長が前項の規定により知事に提出する請 求書は、所轄福祉事務所長を経由して提出しなけ ればならない。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

8 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

第9条 略

2 略

- 3 中部総合事務所長は、第1項の申込書の提出が あった場合において、助産施設への入所の承諾を 決定したときにあっては助産施設入所承諾書(様 式第9号)により、母子生活支援施設への入所の 承諾を決定したときにあっては母子生活支援施設 入所承諾書(様式第9号の2)により当該申込み を行った者に通知するとともに、当該助産施設又 は母子生活支援施設の長に当該申込みを行った者 への通知の写しを送付するものとする。
- 4 中部総合事務所長は、第1項の申込書の提出が あった場合において、入所の不承諾を決定したと きは、当該申込みを行った者に対し、理由を付し て通知するものとする。
- 5 中部総合事務所長は、法第22条第1項の規定に よる助産の実施前に助産の実施を解除した場合は 申込みを行った者及び当該申込みを行った者が入 所することとなっていた助産施設の長に助産実施 解除通知書(様式第10号)を、法第23条第1項の 規定による母子保護の実施期間の満了前に母子保

第9条 略

2 略

- 3 福祉事務所長(鳥取県福祉事務所設置条例(昭 和30年鳥取県条例第8号) 第1条の規定により設 置された福祉事務所の長をいう。以下同じ。) は、第1項の申込書の提出があった場合におい て、助産施設への入所の承諾を決定したときにあ っては助産施設入所承諾書(様式第9号)によ り、母子生活支援施設への入所の承諾を決定した ときにあっては母子生活支援施設入所承諾書(様 式第9号の2)により当該申込みを行った者に通 知するとともに、当該助産施設又は母子生活支援 施設の長に当該申込みを行った者への通知の写し を送付するものとする。
- 4 福祉事務所長は、第1項の申込書の提出があっ た場合において、入所の不承諾を決定したとき は、当該申込みを行った者に対し、理由を付して 通知するものとする。
- 5 福祉事務所長は、法第22条第1項の規定による 助産の実施前に助産の実施を解除した場合は申込 みを行った者及び当該申込みを行った者が入所す ることとなっていた助産施設の長に助産実施解除 通知書(様式第10号)を、法第23条第1項の規定 による母子保護の実施期間の満了前に母子保護の

護の実施を解除した場合は申込みを行った者及び 当該申込みを行った者が入所中の母子生活支援施 設の長に母子保護実施解除通知書 (様式第10号の 2) を、それぞれ通知するものとする。

(書類の提出先)

第31条 略

- 2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に 定める者に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第9条第1項に規定する書類 中部総合事 務所長
 - (3) 略

様式第7号(第9条関係)

(表面)

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

妊産婦氏 名

電話番号

職氏名様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みま

略

備考 1 この入所申込書は、妊産婦が次の点に注 意し記入の上、中部総合事務所長に提出し てください。

2 · 3 略

注 略

(裏面) 略

様式第8号(第9条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所 フリガナ

保護者氏 名

電話番号

職氏名様

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し 込みます。

実施を解除した場合は申込みを行った者及び当該 申込みを行った者が入所中の母子生活支援施設の 長に母子保護実施解除通知書(様式第10号の2) を、それぞれ通知するものとする。

(書類の提出先)

第31条 略

- 2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に 定める者に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第9条第1項に規定する書類 所管の福祉 事務所長
 - (3) 略

様式第7号(第9条関係)

(表面)

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

妊産婦氏 名

電話番号

職氏名様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みま

備考 1 この入所申込書は、妊産婦が次の点に注 意し記入の上、福祉事務所長に提出してく ださい。

2 · 3 略

注 略

(裏面) 略

様式第8号(第9条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ 保護者氏 名

電話番号

職氏名様

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し 込みます。

略

備考 1 この入所申込書は、保護者が次の点に注 意し記入の上、中部総合事務所長に提出し てください。

 $2 \sim 6$ 略

注 略

略

備考 1 この入所申込書は、保護者が次の点に注 意し記入の上、福祉事務所長に提出してく ださい。

 $2\sim6$ 略

注 略

(鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部改正)

9 鳥取県立倉吉未来中心管理規則(平成13年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(センターの利用時間)

第2条 鳥取県男女協働未来創造センター(以下 「センター」という。)の利用時間は、午前9時 から午後7時までとする。ただし、知事は、特に 必要があると認めるときは、臨時にこれを変更す ることができる。

2 略

別記様式(第4条関係)

鳥取県男女協働未来創造センター利用申込書

年 月 日

職氏名 様

郵便番号

申込者 住 所

(団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県男女協働未来創造センターを利 用したいので、申し込みます。

略

利用施設

鳥取県男女協働未来創造センター ミーティング室

略

改正前

(センターの利用時間)

第2条 鳥取県男女共同参画センター(以下「セン ター」という。) の利用時間は、午前9時から午 後7時までとする。ただし、知事は、特に必要が あると認めるときは、臨時にこれを変更すること ができる。

2 略

別記様式(第4条関係)

鳥取県男女共同参画センター利用申込書

年 月 \exists

職氏名 様

郵便番号

申込者 住 所

(団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県男女共同参画センターを利用し たいので、申し込みます。

利用施設

鳥取県男女共同参画センター ミー

ティング室

略

(鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

10 鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (知事への申出の方法) (知事への申出の方法) 第2条 略 第2条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出が できない特別の理由があるときは、口頭により申 出を行うことができる。この場合において、鳥取 県男女協働未来創造センターの職員は、その内容 を聴取し、書面に記録するものとする。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出の方法)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出が できない特別の理由があるときは、口頭により申 出を行うことができる。この場合において、鳥取 県男女共同参画推進員(以下「推進員」とい う。) 又は鳥取県男女協働未来創造センターの職 員は、その内容を聴取し、書面に記録するものと する。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出が できない特別の理由があるときは、口頭により申 出を行うことができる。この場合において、<u>鳥取</u> 県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴 取し、書面に記録するものとする。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出の方法)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出が できない特別の理由があるときは、口頭により申 出を行うことができる。この場合において、鳥取 県男女共同参画推進員(以下「推進員」とい う。) 又は<u>鳥取県男女共同参画センター</u>の職員 は、その内容を聴取し、書面に記録するものとす

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県規則第20号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (定義) (定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(12) 略
 - げる課内室の長(組織規則第16条第6項の規定に より置かれる副局長であって組織規則第6条の表 の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれ ない局に置かれるものを含む。)をいう。

(14)~(23) 略

(地方機関の長の権限の執行等)

第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部に 第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部に (会計に関する事務については地方機関の長があら 内局長又は鳥取療育園若しくは中部療育園の次長で ある者に限る。) に決裁させることができる。

2 · 3 略

別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)

一般の事務に係る事務処理権限

	事項		事務処理権限の区分								
		知						任	£決裁権者		
種類	内容	事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長
一 公	略										
文 書	5 通達、申請、進										
に関	達、副申、通知、										
する	照会、回答、報										
事務	告、届出、依頼、										
	協議(二の9に掲										
	げる協議を除										
	く。)、送付又は										
	督促										
	(一) 知事の名に										
	おいて処理する										
	ことが適当であ										

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)~(12) 略
 - (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲 げる課内室(衛生環境研究所に置かれるものを除 く。) の長(組織規則第16条第6項の規定により 置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第 2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない 局に置かれるものを含む。)をいう。

(14)~(23) 略

(地方機関の長の権限の執行等)

ついて、常時自己に代わって、その内部組織の長 ついて、常時自己に代わって、その内部組織の長 (会計に関する事務については地方機関の長があら かじめ定める職員を含む。)又は次長(総合事務所 かじめ定める職員を含む。)又は次長(総合事務所 内局長である者に限る。) に決裁させることができ

2 • 3 略

別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)

一般の事務に係る事務処理権限

	事項				事	务処	理样	主限	の[2	₹分		
			知	Ę	身決	権者	Í	委	任	央裁	権	者
種類		内容	事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長
-	公	略										
文	書	5 通達、申請、進										
に	関	達、副申、通知、										
1 1	る	照会、回答、報										
事務	Š	告、届出、依頼、										
		協議(二の9に掲										
		げる協議を除										
		く。)、送付又は										
		督促										
		(一) 知事の名に										
		おいて処理する										
		ことが適当であ										

略	るもの(1)(3)のイ(2)易の会事いるめ型、機能は、名処とれ書収等書車は関連には、1のイのに理がる(票の及の検る中文係限略をはるる。のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1		略	る(1)・(2) 場からに理がる(東京)・(2) 場が、に理がる(東京)を表知います。 (東京) を表明に理がる(東京) を表明に理がる(東京) を表明に理がる(東京) を表明には、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	
び人	2 外国旅行の旅行 命令及びその復命		び人	略 2 外国旅行の旅行 命令及びその復命	
事理関る務	の受理 (一) 略 (二) 次長等(次 長若しくは課長 又はこれらに相	<u>o</u>	事管にす事務	の受理 (一) 略	
	当する職の職員 (総括検査専門 員及び検査専門 員を除く。)を いう。以下三に				
	おいて同じ。) (三) 略 (四) (一)から (三)までに掲げ <u>るもの</u> 以外の職 員に係るもの	<u>o</u>		(二) 略 (三) (一)及び (二)以外の職員 に係るもの	
	3 内国旅行の旅行 命令その他の勤務 命令及びその復命 の受理 (一)・(二) 略 (三) 次長等に係	0		3 内国旅行の旅行 命令その他の勤務 命令及びその復命 の受理 (一)・(二) 略 (三) 次長等(次	
	るもの			長若しくは課長 又はこれらに相 当する職の職員 (総括検査専門 員及び検査専門 員を除く。)を いう。以下三に おいて同じ。) に係るもの	
略	(四)・(五) 略 略		- 略	(四)・(五) 略 略	

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。